

		改定	
		有 無	改定理由
改定案（令和8年10月版） 土木工事施工管理基準 令和8年10月 鹿児島県土木部	現行（令和7年10月版） 土木工事施工管理基準 令和7年10月 鹿児島県土木部	無	

【出来形管理】

改定案（令和8年10月版）														現行（令和7年10月版）														有無		改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値																改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
編	章	節	条	技	工	種	測定項目	規格 値			測 定 基 準		測 定 箇 所		摘 要	単位：mm	編	章	節	条	技	工	種	測定項目	規格 値			測 定 基 準			測 定 箇 所		摘 要	単位：mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3	土	2	一般	舗	装	工	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	厚さ	－45	－15	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を繰り返し測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の特記によりらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		3-2-6-12	3	土	2	一般	舗	装	工	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	厚さ	－45	－15	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を繰り返し測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の特記によりらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		3-2-6-12	無	【修正】国に準拠																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
								幅	－50	—	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

【出来形管理】

改定案（令和8年10月版）														現行（令和7年10月版）														有無		改定理由					
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														単位：mm							
編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規 格 値			測定 基 準	測定 箇 所	単位：mm		摘要	編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規 格 値			測定 基 準	測定 箇 所	単位：mm		摘要						
3	土	2	6	12	3	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）	厚さ	-25	-30	-8	幅	-50	—	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	土	2	6	12	3	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）	厚さ	-25	-30	-8	幅	-50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模とは、表面及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	無	（修正）国に準拠		
							3-2-6-12	3-2-6-12																											
3	土	2	6	12	4	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	幅	-50	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	土	2	6	12	4	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	幅	-50	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表面及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	無	（修正）国に準拠
							3-2-6-12	3-2-6-12																											
3	土	2	6	12	5	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・石膏）安定処理工）	厚さ	-25	-30	-8	幅	-50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを取りもしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	土	2	6	12	5	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・石膏）安定処理工）	厚さ	-25	-30	-8	幅	-50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを取りもしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表面及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	無	（修正）国に準拠
							3-2-6-12	3-2-6-12																											
3	土	2	6	12	6	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・石膏）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	幅	-50	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	土	2	6	12	6	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・石膏）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	幅	-50	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表面及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	無	（修正）国に準拠
							3-2-6-12	3-2-6-12																											

【出来形管理】

改定案（令和8年10月版） 出来形管理基準及び規程値														現行（令和7年10月版） 出来形管理基準及び規程値														有無 改定理由								
単位：mm														単位：mm																						
編	章	部	条	検査	工	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	編	章	部	条	検査	工	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要									
3	土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚さ	-9	-12	-3	幅	-25	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たしなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が50,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たしなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚さ	-9	-12	-3	幅	-25	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たしなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が50,000㎡以上とする。 小規模とは、表面及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たしなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	無	【修正】国に準拠	
3	土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	幅	-25	—	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計画精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計画精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が50,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3	土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	幅	-25	—	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計画精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計画精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が50,000㎡以上とする。 小規模とは、表面及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	無	【修正】国に準拠	
3	土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装工）	厚さ	-10	-3.5	幅	-25	—	平坦性 —	目地段差 ±2	厚さは各車線の中心付近で型枠側付付各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上より測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に既設から1mの線上、全延長とする。なお、スラブジョイント工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上より観測の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の既端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が50,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たしなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装工）	厚さ	-10	-3.5	幅	-25	—	コンクリートの硬化後 3aプロファイル メーターにより 機械施設の場合 （a）2.4mm以下 人力施設の場合 （a）3mm以下	厚さは各車線の中心付近で型枠側付付各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上より測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に既設から1mの線上、全延長とする。なお、スラブジョイント工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上より観測の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の既端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が50,000㎡以上とする。 小規模とは、若層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	無	【修正】国に準拠

【出来形管理】

改定案（令和9年10月版） 出来形管理基準及び規格値												現行（令和7年10月版） 出来形管理基準及び規格値												有無		改定理由			
単位：mm												単位：mm												備考					
編	章	部	条	校条	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	備考	編	章	部	条	校条	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	単位：mm	有無	改定理由		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 工事 共通 編	6 一般 舗装 工	12	10	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	無	【修正】面に準拠				
						平坦性	—																						
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 工事 共通 編	6 一般 舗装 工	12	11	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を割り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を割り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	無	【修正】面に準拠			
						厚さ	-45	-15																					
						幅	-50	—																					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 工事 共通 編	6 一般 舗装 工	12	12	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-12	3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平面性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	無	【修正】面に準拠	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15																			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 工事 共通 編	6 一般 舗装 工	12	13	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒状調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を割り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒状調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を割り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	無	【修正】面に準拠			
						幅	-50	—																					

【出来形管理】

改定案（令和8年10月版） 出来形管理基準及び規格値														現行（令和7年10月版） 出来形管理基準及び規格値														有無		改定理由							
編	章	節	条	検査	工	種	測定項目	規格 値			測 定 基 準			測 定 箇 所			単位：mm	摘 要	編	章	節	条	検査	工	種	測定項目	規格 値				測 定 基 準			測 定 箇 所			単位：mm
3	土	2	6	12	14	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	土	2	6	12	14	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-12	無	〔修正〕国に準拠								
3	土	2	6	12	15	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・石膏）安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り足して測定。ただし、幅は設計図書の断面によりず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	土	2	6	12	15	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・石膏）安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り足して測定。ただし、幅は設計図書の断面によりず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表面層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	無	〔修正〕国に準拠								
3	土	2	6	12	16	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・石膏）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	土	2	6	12	16	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・石膏）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表面層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	無	〔修正〕国に準拠								
3	土	2	6	12	17	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の断面によりず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	土	2	6	12	17	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の断面によりず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表面層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	無	〔修正〕国に準拠								

【出来形管理】

改定案（令和8年10月版）														現行（令和7年10月版）														改定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
出来形管理基準及び規格値														出来形管理基準及び規格値														有無	改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
単位：mm														単位：mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
編	章	節	条	技 術 工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準					測定箇所	摘 要	編	章	節	条	技 術 工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準					測定箇所	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
3	土	2	6	12	18	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。					工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	土	2	6	12	18	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。					工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	無	【修正】国に準拠																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

【出来形管理】

改定案（令和8年10月版） 出来形管理基準及び規格値														現行（令和7年10月版） 出来形管理基準及び規格値														有無		改定理由			
単位：mm														単位：mm																			
編	章	部	条	検査	工 種	測定項目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所		測 量 要 素		編	章	部	条	検査	工 種	測定項目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所		測 量 要 素			
3	土	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	工事規格は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規格の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	3	土	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	工事規格は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	無	【修正】国に準拠					
							厚さ	—45	—15																								
							幅	—50	—																								
3	土	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒状調整路盤工	厚さ	—25	—30	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規格の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	3	土	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒状調整路盤工	厚さ	—25	—30	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	無	【修正】国に準拠					
							幅	—50	—																								
							幅	—50	—																								
3	土	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工	厚さ	—25	—30	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	3	土	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工	厚さ	—25	—30	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	無	【修正】国に準拠						
							幅	—50	—																								
							幅	—50	—																								

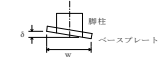
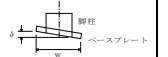
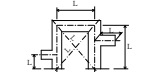
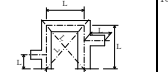
【出来形管理】

改定案（令和8年10月版） 出来形管理基準及び規格値														現行（令和7年10月版） 出来形管理基準及び規格値														有無		改定理由							
単位：mm														単位：mm														摘要									
編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準			測 定 箇 所			摘 要			編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準			測 定 箇 所			摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト 安定処理工）	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値（X10）について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値（X10）について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト 安定処理工）	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取して測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値（X10）について満足し なければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	無	〔修正〕国に準拠											
						幅	-50	—	幅										-50	—																	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 （基層工）	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取して測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値（X10）について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 （基層工）	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取して測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値（X10）について満足し なければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	無	〔修正〕国に準拠												
						幅	-25	—	幅									-25	—																		

【出来形管理】

改定案（令和8年10月版）										現行（令和7年10月版）										改定	
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										改定理由	
単位：mm										単位：mm											
編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	右欄	改定理由
3	土木工事	一般施工	2	9	2	座組工 (スラリー攪拌工)	基準高H	O以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	3	土木工事	一般施工	2	9	2	座組工 (スラリー攪拌工)	基準高H	O以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	有	(修正)図に準拠
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (偏起しによる実測確認は不要)								位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (偏起しによる実測確認は不要)			
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (偏起しによる実測確認は不要)								杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (偏起しによる実測確認は不要)			
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)								改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)			

【出来形管理】

改定案（令和8年10月版）										現行（令和7年10月版）										改定																
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由															
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考	有無	改定理由													
単位：mm																																				
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	橋脚柱とベース プレートとの鉛直 度 δ (mm)	w/500	各橋脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプ レートの鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	無	【修正】図に準拠													
																								部材	孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3	部材	孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3	無
																									孔の径 d	0～5	全数を測定。		孔の径 d		0～5	全数を測定。	10-3-3-3		無	
					仮組立時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	±5…L≦10m ±10… 10<L≦20m ±(10+(L-20) /10)… 20m<L	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3						仮組立時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	±5…L≦10m ±10… 10<L≦20m ±(10+(L-20)/10)… 20m<L	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3	無														
						はりのキャン パー及び柱の曲 がり δ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3							はりのキャン パー及び柱の曲 がり δ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3		無													
						柱の鉛直度 δ (mm)	10…H≦10 H…H>10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		10-3-3-3							柱の鉛直度 δ (mm)	10…H≦10 H…H>10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		10-3-3-3			無												

【品質管理】

改定案（令和8年10月版）																現行（令和7年10月版）																改定	
品質管理基準及び規格値																品質管理基準及び規格値																	
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	(参考)	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	有無	改定理由												
10 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。				10 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	有		〔修正〕国に準拠												
10 下層路盤	施工	必須		または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。													有	〔追加〕国に準拠												
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前) ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。				14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	有		〔修正〕国に準拠												
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須		または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。													有	〔追加〕国に準拠												
17 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。				17 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	有		〔修正〕国に準拠												
17 路床安定処理工	施工	必須		または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。													有	〔追加〕国に準拠												
18 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。				18 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	有		〔修正〕国に準拠												
18 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須		または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。													有	〔追加〕国に準拠												
27 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。				27 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	有		〔修正〕国に準拠												
27 道路土工	施工	必須		または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。													有	〔追加〕国に準拠												

【品質管理】

改定案（令和8年10月版）										現行（令和7年10月版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による値	適用基準	(参考)	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による値	有無	改定理由
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満たせばよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○			36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○	※	【修正】国に準拠
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数	舗装再生便覧（令和6年3月）付録-02 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数の求め方	1.70 (MPa/mm) 以下 (25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満たせばよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○												※	【追加】国に準拠
38 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	最大表面粗さ 50μm以下（切削による場合もこれに準ずる）		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRzとする。				38 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下（ただし、切削になる場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRzとする。		※	【修正】国に準拠
38 ガス切断工	施工	必須	ノッチ	・目視 ・計測	ノッチがあってはならない		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。				38 ガス切断工	施工	必須	ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		※	【修正】国に準拠
39 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもちつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○			39 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもちつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	※	【修正】国に準拠
39 溶接工	施工	必須	型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもちつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○			39 溶接工	施工	必須	型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもちつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	※	【修正】国に準拠
39 溶接工	施工	必須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもちつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○			39 溶接工	施工	必須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもちつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	※	【修正】国に準拠	
39 溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもちつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○			39 溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもちつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	※	【修正】国に準拠

【品質管理】

改定案（令和8年10月版）															現行（令和7年10月版）					改定		
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値												
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	(参考)	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	有無	改定理由	
39 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査17.8.7内部きず検査の規定による。	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・超音波探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験一技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベルの資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○				39 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・超音波探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験一技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベルの資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	〃	【修正】国に準拠
39 溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○			39 溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	〃	【修正】国に準拠

【品質管理】

改定案（令和8年10月版）										現行（令和7年10月版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	(参考)	工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	有 無	改定理由
39 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開いた割れ等の面欠きについてはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。 ・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解17.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上で内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-17.8.6及び表-解17.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 16.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○			39 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開いた割れ等の面欠きについてはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。 ・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上で内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	※	【修正】国に準拠		
39 溶接工	施工	必須	外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計画	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 17.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認による。目視は全延長実施する。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解17.8.4及び表-解17.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解17.8.4及び表-解17.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 16.3.2継手の強度等級に示されている。				39 溶接工	施工	必須	外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計画	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 17.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認による。目視は全延長実施する。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。		※	【修正】国に準拠

改定案（令和 8 年10月版）					現行（令和 7 年10月版）					改定	
撮影箇所一覧表（全体）					撮影箇所一覧表（全体）					有 無	改定理由
区分		写真管理項目		摘要	区分		写真管理項目		摘要		
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕			
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕		補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕		無	
	環境対策 現場環境改善費関係	各施設設置状況	各種類毎 1 回 〔設置後〕			環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種類毎 1 回 〔設置後〕		有	

【写真管理】

改定案（令和8年10月版）										現行（令和7年10月版）										改定					
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有 無	改定理由				
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】															
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要							
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]								
3	土	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔	1施工箇所1回	3-2-7-9	3	土	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔	1施工箇所1回	3-2-7-9	有	[修正]国に準拠				
							杭径	[打込後]																	
							深度	1施工箇所1回																	
						ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。																			